

社会的排除をなくす  
第三の就労の道

## 社会的事業所促進法（仮称）制定へ

特定非営利活動法人 共同連

# なぜ社会的事業所が必要なのか

---

- ▶ 1) 障害者自立支援法の廃止と障害者権利条約の批准



- ▶ ・差別なき労働権保障の仕組みづくりが求められる
- ▶ ・17万人におよぶ福祉的就労者が存在するという
- ▶ 構造そのものからの転換

- ▶ 2) 労働市場からの排除の拡大

- ▶ 3) 競争的労働市場とは異なる就労
- ▶ = 雇用機会の創出

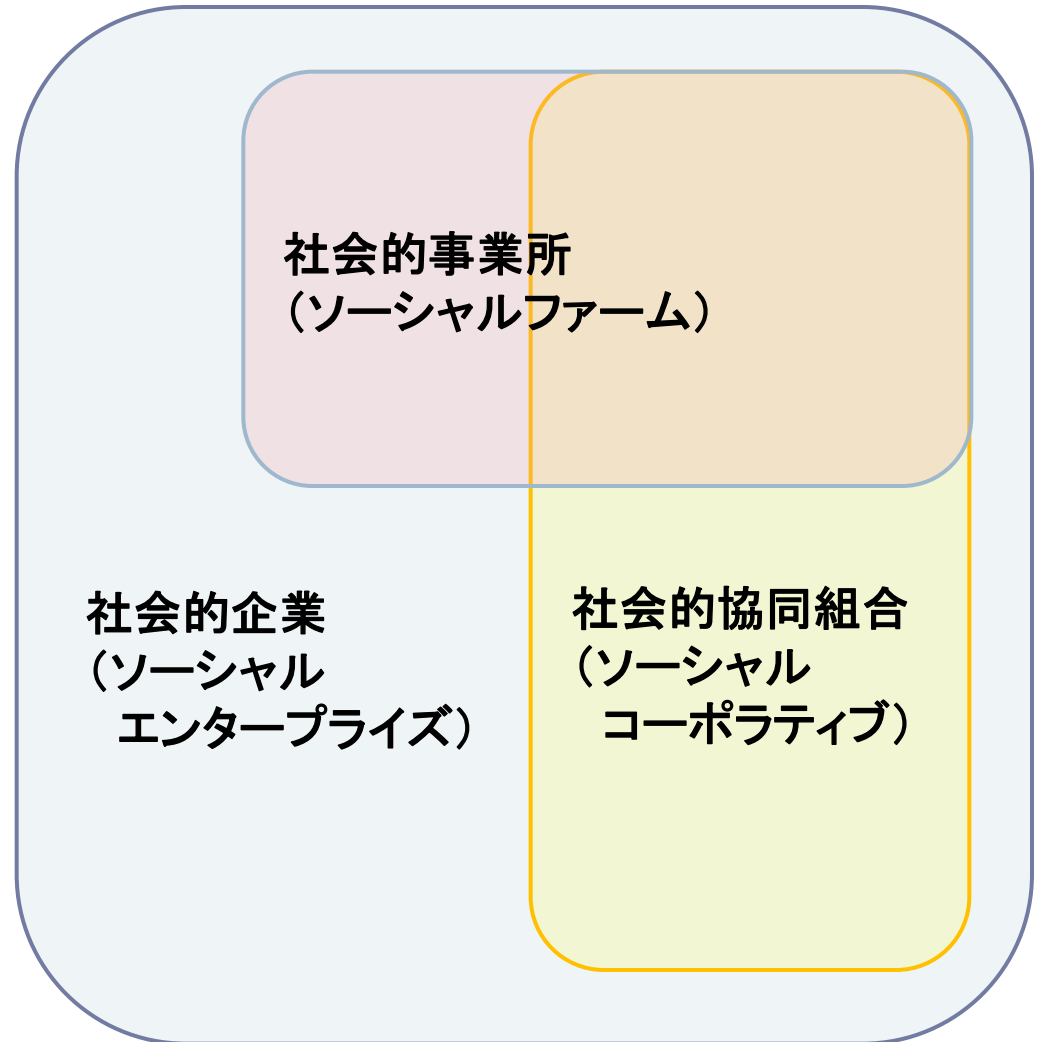
# 一般就労でも福祉的就労でもない第三の道

障害者をはじめとする社会的不利な立場の人々にとって、就労における新たな選択の道であり、営利企業と同様、一般市場の中でみんなと共に経済活動を行う場である



# 社会的事業所とは

- ▶ ①一般就労でも福祉的就労でもない
- ▶ 第三の道
- ▶ (障害者就労)
  
- ▶ ②分けない、切らない、社会的排除をなくす労働参加の実現
  
- ▶ ③共働の働き方
- ▶ (就労・運営)



# 社会的事業所の事業形態 ①

---

■障害者をはじめとして、ホームレス、ニート、ひきこもりの人、薬物・アルコール依存者、シングルマザー、ひとり暮らし高齢者など様々原因により働きにくさ、生きにくさ抱え、労働市場から排除されている人々の労働参加をすすめることで社会的排除をなくしていく事業体であり、特にそれらの人々の労働参加を実現していく。

- ▶ ■社会的企業の一形態であり、ビジネス手法に基づく事業展開により、社会的目的を実現していく事業体であり、利益はその事業や地域社会にすべて還元、再投資していく。
- ▶ ■社会的事業所と社会的企業一般との違いは、単なる社会的サービスの提供を行うのではなく、人々の労働の場をつくりだす事業体であり、特に社会的不利な立場の人々の労働参加を促す事業体であること。

# 社会的事業所促進法とは ①

---

## 《どのような事業所か？》

### ■事業所の性格

- ①どんな法人格であってもその事業所の内容によって認められる
- ②働き方が競争的原理ではなく、人間的な相互扶助の原理で営まれる。
- ③事業内容は地域社会の発展に寄与し、かつ人間社会の福祉・環境の向上につながるものである。

### ■事業所に必要な要件

- ①社会的排除を受けている人々の割合が30%以上
- ②商業・工業・サービス業・農林水産業などあらゆる業種のどれかを行い、その事業による事業収入が収入の50%以上を占めること。
- ③社会的排除を受けている人々も対等に労働参加、経営参加できること。
- ④ただし、特定の事業所が51%以上資本参加する特例子会社を除く。
- ⑤社会サービス提供事業所の場合
  - イ)働く人の10%以上が社会的に排除された人であること
  - ロ)事業対象者の50%以上が社会的に排除された人であること

# 社会的事業所促進法とは ②

《どのような人々を対象とするのか》

## ■社会的排除により雇用の困難な人々を対象にする

○対象の定義が明確な人

- ・障害者(どんな障害者も)
- ・ホームレス
- ・シングルマザー
- ・刑余者
- ・薬物依存者、アルコール依存者
- ・生活保護受給者

○対象の定義が明確でない人

- ・ニート、引きこもりの人
- ・ひとり暮らし高齢者 等々

## ■対象の定義 …… 対象の限定などをどう決めるか

○対象の定義が明確でない人の場合は自治体の長の判断で認める

# 社会的事業所促進法とは ③

## 《どのような支援を行うのか》

○行政からだけではなく、民間からの支援もすすむようにする

- ・仕事支援 ①公共団体による随意契約による優先発注  
②総合評価入札制度の活用  
③民間企業からの仕事提供の促進策
- ・財政支援 ①運営・経営への補助  
②雇用継続により困難さを抱える人への加算
- ・立ち上げ支援 ①設備費への援助  
②土地建物、運転資金への融資  
③立ち上げ時の賃金
- ・社会保険料の免除
- ・税制措置

## 《どのような運用の仕組みをつくるのか》

- 事業認証を行う仕組みをつくる
  - ← 認証を行う団体が事業所を規定するガイドラインをつくる
  - ← 認証制度を導入することで「貧困ビジネス」と峻別する
- 事業報告は公開する